

【 参 考 资 料 】

本参考資料は、第4次国有林野施業実施計画書（利根上流森林計画区）から「赤谷の森」に係る事項について、抜粋（一部追加）し掲載しました。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域	50
2	施業群及び生産群の名称並びに面積、伐期齢、上限伐採面積、 伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法	50
	(1) 伐採造林計画簿	50
	(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等	50
	(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別の上限伐採面積	51
	(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積等	51
3	林道の整備に関する事項	52
4	治山に関する事項	52
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	53
	(1) 保護林の名称及び区域	53
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	53
	【参考】緑の回廊三国線設定方針（抜粋）	54
6	レクリエーションの森の名称及び区域	56
7	その他参考事項	57
	(1) 赤谷の森の区域及び面積	57
	(2) 自然林植物群落モニタリングサイト	58
	(3) 試験地	58
	(4) 赤谷の森の自然林・育成天然林・人工林別の齢級別林地面積	59
	(5) レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法	60
	(6) 赤谷の森における機能類型別の国有林野の現況	61

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに3機能類型及びタイプ別の区域については、別添国有林野施業実施計画図によります。

2 施業群及び生産群の名称並びに面積、伐期齢、上限伐採面積、伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、別添伐採造林計画簿のとおりです。

(2) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別面積等

単位：面積 ha、伐期齢 年

施業群	林地面積	取扱いの内容	伐期齢
生物多様性維持	3,003.78	自然の推移に委ねる	定めない
生物多様性復元	2,200.07	人工林から自然林へ誘導	50～55
人工林整備型長伐期	436.22	伐採面積の縮小、モザイク的配置	80
合計	5,640.07		

※ 林地以外の面積（沢敷、林道敷等）を加えた施業群ごとの全面積

施業群	林地面積	林地以外	合計	面積割合
生物多様性維持	3,003.78	59.33	3,063.11	53%
生物多様性復元	2,200.07	35.79	2,235.86	39%
人工林整備型長伐期	436.22	18.29	454.51	8%
合計	5,640.07	113.41	5,753.48	100%

※ 試験地設定のため主伐を行う林齢は、次表の林齢以上

単位：年

樹種	スギ	ヒノキ	カラマツ	アカマツ
林齢	35	40	40	35

(3) 水土保持林（水源かん養タイプ）における施業群別の上限伐採面積

単位：ha

施業群	上限伐採面積	備考
生物多様性維持	—	※ 上限伐採面積は、計画期間（5年間）において主伐を行う場合、伐採面積の上限を定めているもの。なお、間伐面積は対象外。 ※ 上限伐採面積は、施業群ごとの林地面積を、皆伐・漸伐については、伐期齢で除して得た面積を5倍したもの。
生物多様性復元	200	
人工林整備型長伐期	29	
合計	229	

(4) 資源の循環利用林における生産群別の面積

単位：面積 ha、伐期齢 年

生産群	林地面積	生産目標等	伐期齢
分収林	147.29	一般建築材又はしいたけ原木	20～55
合計	147.29		

(注) 分収林は、契約に基づき実施するため変更する場合があります。

※ 林地以外の面積（沢敷、林道敷等）を加えた施業群ごとの全面積

生産群	林地面積	林地以外	合計
分収林	147.29	2.85	150.14
合計	147.29	2.85	150.14

3 林道の整備に関する事項

基幹 その他別	開設 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	雨見	207外	150	
		万沢(赤沢)	216	200	
		南ヶ谷	247外	80	
		赤谷	239外	130	
		小出俣	241外	70	
		保戸野	213	100	
小計		6路線		730	
その他	改良	赤沢	205外	60	
		法師	217	10	
		茂倉	227外	30	
小計		3路線		100	
計		9路線		830	

4 治山に関する事項

位置 (林班)	区分	工種	計画量
212～217、219、221～224、226、228 231、232、240～242、244～248	保安林の整備	その他	本数調整伐 66ha 除 伐 20ha つ る 切 154ha 計 241ha
225、226、228	保安施設	溪間工	3
240		山腹工	1
合計	保安林の整備	その他	241
	保安施設	溪間工・山腹工	4

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

赤谷の森には、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図ることを目的として、下記のとおり保護林を設定し、貴重な天然林等の自然環境維持に配慮しながら適切に保護、保存を図っていくこととします。

種類	名称	新既 設別	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等
植物群落 保護林	法師ネズコ	既設	3.47	216 え	主たる樹種は、ネズコ、コメツガ、ブナ、ミズナラ、その他広葉樹。この地方には珍しい林相を有する。
植物群落保護林計			3.47		
保護林合計			3.47		

(2) 緑の回廊の名称及び区域

より広範で効果的な森林生態系の保護・保全に努めるため、野生動植物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことを目的とし、下記のとおり緑の回廊を設定します。

名称	新既 設別	延長 (km)	面積 (ha)	位置 (林小班)	特 徴 等
緑の回廊 三国線	既設	11.1	2,139.59	217 口、218 ら～イ 219 ハ、220 た ₁ 、た ₂ ニ ₁ ～ホ、222 わ よ～そ、二、ホ 230 り、ぬ 230 わ～ら、口 233 い～は ₂ 、口～ホ 234～237 全	「利根川源流部・燧ヶ岳周辺森林生態系保護地域」と「佐武流山周辺森林生態系保護地域」を結ぶ三国山脈沿いで、天然生林の多い地域である。
計			2,139.59		

【参考】 ◇緑の回廊三国線の設定方針（抜粋）

第2 緑の回廊の維持・整備に関する事項

1 伐採に関する事項

緑の回廊において伐採を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 森林生態系への影響を最小限にするため、伐採を行う場合は、原則として、択伐、漸伐又は複層伐とすることとし、皆伐を行う場合は、伐区を小規模かつ分散させるとともに伐期の長期化に努める。
- (2) 伐採箇所の選定に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。
- (3) 伐採の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響がないよう時期に配慮する。
- (4) 森林性野生動物の保護を図るため、営巣、採餌、隠れ場として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するとともに、倒木、枯損木は巡視等の森林の管理において危険等の支障がない限り保残する。
- (5) 緑の回廊内に採餌場が無い場合は、餌場を確保するための小規模な伐採を必要に応じて実施する。

2 更新・保育に関する事項

緑の回廊において更新・保育を行う場合には、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 画一的な更新とせず、前生樹、稚幼樹の生育・分布状況、ぼう芽の発生状況等に留意しつつ、更新方法及び樹種を決定するとともに、採餌木の植栽についても検討する。
- (2) 下刈や除伐は画一的に実施せず、侵入木や下層植生の保残育成に努める。
- (3) つる切に当たっては、植栽木の成長の支障とならないよう適宜行うとともに、採餌場等においては野生動物の餌となる山ブドウ、アケビ等のつる類の保残に努める。
- (4) 更新・保育の実施に当たっては、貴重な野生動物の繁殖に影響を及ぼさないよう時期に配慮する。

第3 緑の回廊の管理に関する事項

1 管理に関する事項

緑の回廊における管理については、次の各号に基づき実施するものとする。

- (1) 緑の回廊の巡視に当たっては、特に野生動植物の生息・生育状況及び環境の把握に努めるとともに、一般の入林者に対する普及啓発に努めることとする。
- (2) 緑の回廊に設定した林分に対する林地開発については、緑の回廊の設定の趣旨に鑑み、慎重に対応する。
- (3) 緑の回廊の設定後、公用、公共用への活用要望等があり、設定の変更等の調整を行う必要がある場合には、設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する。

- (4) 野生動植物の生息・生育に悪影響を及ぼさないよう配慮した上で、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための看板の設置等を積極的に推進するとともに、地元の要望がある場合等必要に応じて森林環境教育の場として活用する。

2 施設の整備に関する事項

- (1) 緑の回廊における施設の整備については、次の各号に基づき実施するものとする。
- ア 観察施設や巡視拠点の建設等に当たっては、野生動植物の生息・生育地、営巣木や採餌木の周辺、野生動植物の移動経路等への影響が大きい箇所は避ける。また、その維持管理を適切に実施する。
 - イ 路網及び歩道については、側溝を作設する場合には L 字型の側溝を採用する等野生動物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮し、維持管理に努める。
 - ウ 治山施設については、透水型の工種を採用する等、野生動植物の移動に悪影響を及ぼさないよう配慮する。また、その維持管理に努める。
- (2) 施設の整備に当たっては、その整備が野生動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼさないよう、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取するなど計画初期段階から十分に検討し、必要最小限とする。
- また、施設整備に伴い植栽を行う場合には、郷土種の植栽に努める。

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新既設別	面積 (ha)	選 定 理 由	位 置 (林小班)	備 考
野外スポーツ地域	赤 沢 スキー場	既設	110.21	新潟県境近くに位置し、日本海側型気候の影響を受け、積雪は多い。下部の傾斜は緩傾斜地であるが、上部は比較的急傾斜で変化に富み、初級から中級者まで楽しめるスキー場。	216 に、ほ ₁ 、へ ち ₁ 、り ₁	育成複層 林施業
					217 い、ろ 221 い	
					216 い、は、ほ ₂ と ₁ 、と ₂	天然生林 施業
					220 に、221 い 216 イ ₁ 、イ ₂ 、ハ	林地以外
野外スポーツ地域計			110.21			
風景林	三 国 峠	既設	274.91	新潟県境に接する区域で、旧三国街道が中央付近を通過し、その近景林である。 稜線に沿ってニッコウキスゲ等の高山植物が見られ、山腹には天然広葉樹林と清流が織りなし優れた自然景観を呈している。	220 た ₁ 、た ₂ 222 わ、よ～そ 220 ニ ₁ ～ホ 222 イ～ニ	天然生林 施業 林地以外
	三 国	既設	1.44	三国山の南山腹に位置し、戊辰戦争に由来する大般若塚の背景林である。	221 ひ、222 り	天然生林 施業
風景林 計			276.35			

種類	名称	新既設別	面積 (ha)	選 定 理 由	位 置 (林小班)	備 考
風致探勝林	吾妻耶山	既設	32.95	山頂からの眺望と山頂付近に群生するシャクナゲの開花期は、優れた森林景観を呈する。 山頂付近の吾妻山神社の背景林ともなっており、地元住民はもとより、小・中・高生等のハイキング、自然探勝等利用は多い。	246も～す 247れ、そ	天然生林施業
風致探勝林 計			32.95			
その他	法師温泉	既設	0.01	単独施設	220ハ	林地以外
	平標山の家	既設	0.12	単独施設	233イ	林地以外
その他 計			0.13			
合 計			419.64			

7 その他参考事項

(1) 赤谷の森の区域及び面積

関係市町村	要 存 置 林 野		不要存置林野
	面積 (ha)	関 係 林 班	面積 (ha)
みなかみ町	9,509.82	212～248、500イ ₁ ～イ ₅	14.80

※ 要存置林野：国の所有する森林原野であって、国において森林経営の用に供するもの。

不要存置林野：国の所有する森林原野であって、国民の福祉のための考慮に基づき、森林経営の用に供されなくなったもの。

(2) 自然林植物群落モニタリングサイト

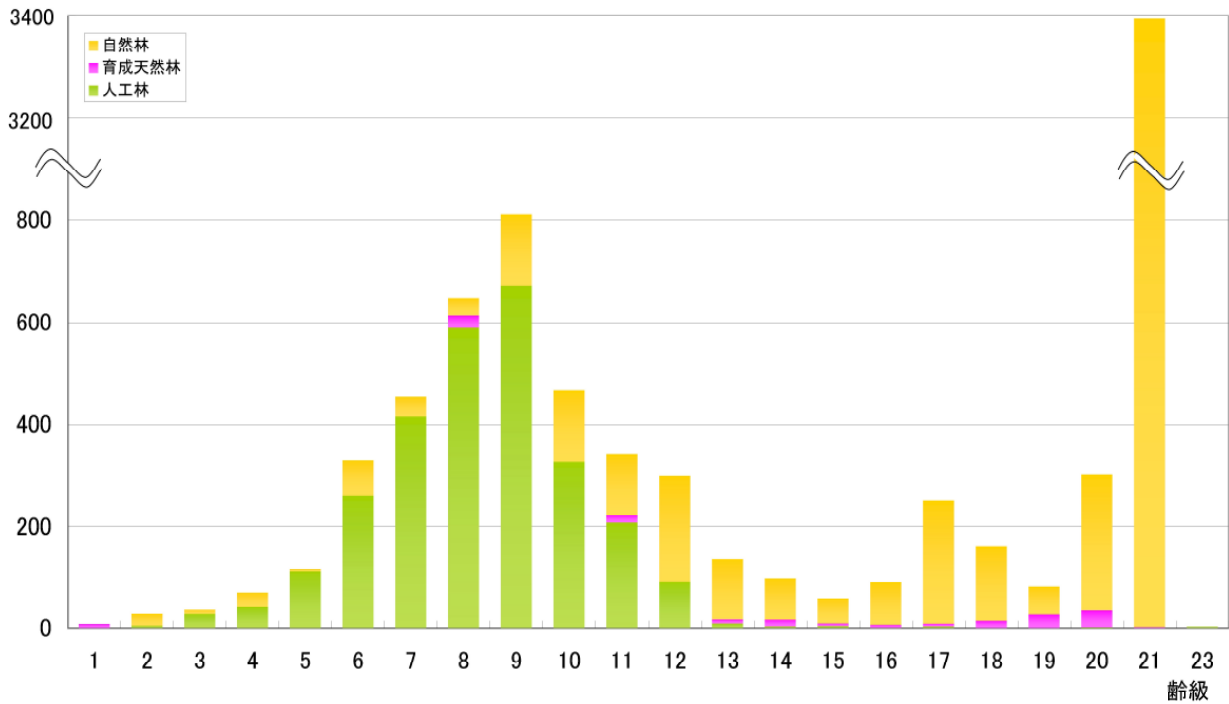
番号	林 小 班	自然林植物群落の内容	備 考
1	216 え	法師ネズコ植物群落保護林	<p>赤谷の森の自然林の特性を把握するため、自然林植物群落モニタリングサイトを設定し、調査記録を残す。この調査は、短期間に植物群落の急激な変化は考えられないことから、長期的な視点をもって調査を実施。</p> <p>※ 85 イ林小班は、中越森林管理署管内（緑の回廊三国線内）</p>
2	227 り ₂	茂倉沢奥部モミ林	
3	246 き _{1・2}	仏岩二次林	
4	244 い ₂	小出俣溪畔林	
5	242 い _{1・2}	小出俣二次林	
6	222 よ	三国峠付近のブナ林	
7	222 た _{1・2}	三国峠付近のブナ林	
8	219 よ	ムタコ沢二次林	
9	231 そ	大源太山ブナ林	
10	85 イ	大源太山ダケカンバ林	
11	233 ニ	平標山オオシラビソ林	

(3) 試験地

番号	林 小 班	試 験 地 の 内 容	備 考
1	241 つ	カラマツ漸伐（帯状伐採）	<p>樹種、伐採方法が異なる箇所に試験地を設け、伐採後の植生の回復過程を解明することにより、針葉樹人工林から自然林に転換する可能性を明らかにすることを目的として、毎年継続的に調査を実施。</p> <p>試験地の設定は暫定的であり、今後、調査対象として必要な箇所は順次追加。</p>
2	244 へ ₃	スギ間伐（2、3列伐採）	
3	223 は ₁	スギ皆伐	
4	241 た ₁	スギ漸伐（水平帯状伐採）	
5	241 る ₁	スギ漸伐（垂直帯状伐採）	

(4) 赤谷の森の自然林・育成天然林・人工林別の齡級別林地面積

面積 (ha)



(単位: ha)

林種	齡										級										合計		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		21	23
自然林	-	24	8	29	4	69	39	32	140	140	119	207	118	80	50	84	243	146	55	266	1,192	-	5,247
育成天然林	8	-	-	-	-	-	-	25	-	-	14	-	8	14	5	6	5	14	27	33	2	-	160
人工林	-	4	27	41	110	260	415	589	671	326	208	90	9	3	4	0	3	-	-	1	-	2	2,766
合計	8	28	36	70	115	329	453	647	811	466	341	298	135	97	59	90	251	160	82	300	3,394	2	8,173

注) 四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

区分	面積 (ha)	割合
自然林	5,246.78	64%
育成天然林	160.21	2%
人工林	2,772.21	34%
計	8,179.20	100%

注) 人工林には伐採跡地を含む。

※ 育成天然林とは、主に人工造林によって造成した林分であって、人工林として施業を続けることが適当でない林分のうち、植栽木と有用天然木の材積割合の和が50%をこえるもの。

(5) レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 (林小班)	面積 (ha)	施業方法
216 ろ、221 え、248 ら ₁ ～ら ₃ 、む、あ ₃ ～あ ₆	11.16	育成複層林施業
217 は、に 221 ほ～ち、る ₂ 、よ、れ、む、う ₁ 、く ₁ 、あ、さ、す 222 ろ、に～と、248 ら ₄ 、ら ₅ 、あ ₁ 、あ ₂	114.71	天然生林施業
248 イ	6.65	林地以外
計	132.52	

※ 育成複層林施業は、生物多様性復元施業群に準じた取扱いとします。
天然生林施業は、生物多様性維持施業群に準じた取扱いとします。